

# 記載例 2

(会計専門職大学院修了者  
(見込者) 向け)

- 記載に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る)で記入して下さい。
- 記入内容を訂正する場合は、訂正する部分を二重線で抹消し、正しいものを記入して下さい(訂正印不要)。
- 「受験整理表」の各区分ごとの「コード番号表」は受験願書の裏面にも記載しています。
- 「記載例 1 (一般向け)」が裏面にあります。

19,500円分の収入印紙を重ならないように貼って下さい。

「氏名」及び「生年月日」は、戸籍どおり正確に、誰でも分かるような字で丁寧に記入して下さい(受験願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書等のコピー)の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付して下さい)。

短答式試験の試験科目について免除を受けるためには申請が必要になりますので、「短答式試験免除申請」欄に氏名を記入して下さい。  
なお、受験願書には修了者は免除通知書のコピー、修了見込者は通知書(条件付免除通知書)の原本を添付する必要があります(このほか免除を受けようとする科目がある場合には、あらかじめ交付を受けた免除通知書等のコピーを添付して下さい)。

記入しないで下さい。

「⑦免除を受ける科目(短答式)」及び「⑧免除要件」の項目について、右の記載例のとおり記入して下さい。

なお、受験願書には修了者は免除通知書のコピー、修了見込者は通知書(条件付免除通知書)の原本を添付する必要があります。ただし、免除資格を取得している科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、その「受験する科目」については記入しないで下さい。この場合、受験願書に添付する免除通知書のコピー又は通知書(条件付免除通知書)の「免除を受けられる科目」中で、「受験する科目(免除を受けない科目)」を必ず二重線で抹消して下さい。

### ⑦免除を受ける科目(短答式)の区分

例：財務会計論の免除を受ける場合

財務会計論	管理会計論	監査論
1		

### ⑧短答式試験 免除要件

(⑦の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	7	税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準(満点の60パーセント)以上の成績を得た者(※基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。)
0	8	会計専門職大学院において、(i)簿記、財務諸表その他の財務会計に関する科目に関する研究(ii)原価計算その他の管理会計に関する科目に関する研究(iii)監査論その他の監査に関する科目に関する研究により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士(専門職)の学位を授与された者
0	9	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者

### ⑨免除を受ける科目(論文式)の区分

例：経済学の免除を受ける場合

会計学	監査論	企業法	租税法	選択科目
				経営学 経済学 民法 統計学
				1

\*選択科目の免除を受ける場合には、⑥で選択した科目に「1」を記入すること。

### ⑩論文式試験 免除要件

(⑨の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	1	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	2	大学等において3年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	3	高等試験本試験に合格した者
0	4	司法試験に合格した者
0	5	旧司法試験の第2次試験に合格した者
0	6	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	7	不動産鑑定士試験に合格した者又は旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験に合格した者
0	8	税理士となる資格を有する者
0	9	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者
1	0	監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者
1	2	平成22年試験以降の公認会計士試験論文式試験の一部科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者

## 平成24年 公認会計士試験受験願書 (第I回短答式試験用)

収入印紙貼付 19,500円(消印しないこと。)		受験番号 関東財務局 財務支局 総合事務局 第 〇 号 (記入しないこと)	
10,000円		4,000円	
5,000円		500円	
公認会計士・監査審査会会長 殿 平成24年 公認会計士試験(第I回短答式試験)を受験したいので申込みます。			
ふりがな 氏名 会計 太郎	生年月日 明治 大正 昭和 平成 61年 9月 17日 (年齢 24 才)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇〇アパート101号	平成 23 年 9 月 3 日
ふりがな 旧姓 (改姓年月 年 月)	性別 (男) ・ 女	緊急連絡先 (上記の現住所欄の電話番号以外で緊急の場合等の連絡先(電話番号)を記入し、ない場合は「なし」を○で囲むこと。) (勤務先(見込先)その他・なし) (TEL 000-000-0000)	
短答式試験免除申請 短答式試験の一部科目について免除を申請します。		論文式試験免除申請 論文式試験の一部科目について免除を申請します。	
氏名 会計 太郎		氏名	

(注1) 短答式試験の全科目免除者及び第2次試験合格者等の短答式試験のみなし合格者は、短答式試験の全科目免除又はのみなし合格の適用を受ける場合には、第I回短答式試験用の受験願書は提出できません。第II回短答式試験及び短答式試験免除者等用の受験願書により出願して下さい。  
(注2) 本願書では、第II回短答式試験には出願できません。  
(注3) 受験願書等に記載等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しません。合格者の個人情報については、公認会計士となるための手続きにおける本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

受験整理表(別添記載例を参照して記入すること。)

年	① 受験局	② 生年月日	③ 性別	④ 職業	⑤ 学歴	⑥ 論文式試験 選択科目			
						経営学	経済学	民法	統計学
24	01	36109171	08	02		1			

短答式試験 免除項目				論文式試験 免除項目				免除通知書番号等	
財務会計論	管理会計論	監査論		会計学	監査論	企業法	租税法	⑪ 論文式試験一部科目免除資格通知書番号(平成22年試験分)	⑫ その他の免除通知書番号
1	1	1						* * * * *	* * * * *

○平成23年論文式試験受験の有無  
※いずれかを必ずチェックして下さい。  
平成23年論文式試験を受験していない。  
平成23年論文式試験を受験しており、合格した場合は本願書を取り下げる。

記入しないで下さい。

郵送による「提出日」を記入して下さい。

「提出日」現在の年齢を記入して下さい。

「受験票」、「合格証書」等の郵便物が確実に到着する住所を、都道府県名を省略するなどして、40文字以内(濁点、ハイフン等も1文字)で記入して下さい(郵便番号も必ず記入して下さい)。また、「TEL」は受験願書の記載事項等について取り急ぎ照会する必要がある場合に、確実に連絡が取れる電話番号を記入して下さい。自宅の電話番号に加えて、携帯電話がある場合には携帯の電話番号も記入願います。

本人の連絡先以外の緊急連絡先を必ず記入して下さい(「現住所」欄の「TEL」以外に緊急連絡先がない場合には、「なし」を○で囲んで下さい)。

②生年月日区分(年号)

1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

③性別区分

1	男性
2	女性

④職業区分

例	コード
会計士補	01
監査法人・会計事務所勤務(01・03を除く)	02
税理士	03
会社員	04
公務員(06を除く)	05
教員	06
教育・学習支援(06を除く)	07
学生	08
専修学校・各種学校受講生	09
無職	10
その他	11

⑤学歴区分

0	1	大学院修了(02を除く)(見込者含む)
0	2	会計専門職大学院修了(見込者含む)
0	3	大学院在学中(04を除く)
0	4	会計専門職大学院在学中
0	5	大学(短大含む)卒業(見込者含む)
0	6	大学(短大含む)在学中
0	7	高校卒業(見込者・大学中退者を含む)
0	8	その他

⑥論文式選択科目区分  
例：経済学を選択の場合  
経営学 経済学 民法 統計学  
1

\*「修了」又は「卒業」には、平成23年9月に「修了」又は「卒業」見込の者を含む。

⑦免除を受ける科目(短答式)の区分  
例：財務会計論の免除を受ける場合

財務会計論	管理会計論	監査論
1		

⑧短答式試験 免除要件  
(⑦の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	7	税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準(満点の60パーセント)以上の成績を得た者(※基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。)
0	8	会計専門職大学院において、(i)簿記、財務諸表その他の財務会計に関する科目に関する研究(ii)原価計算その他の管理会計に関する科目に関する研究(iii)監査論その他の監査に関する科目に関する研究により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士(専門職)の学位を授与された者
0	9	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者

⑨免除を受ける科目(論文式)の区分  
例：経済学の免除を受ける場合

会計学	監査論	企業法	租税法	選択科目
				経営学 経済学 民法 統計学
				1

\*選択科目の免除を受ける場合には、⑥で選択した科目に「1」を記入すること。

⑩論文式試験 免除要件  
(⑨の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	1	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	2	大学等において3年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	3	高等試験本試験に合格した者
0	4	司法試験に合格した者
0	5	旧司法試験の第2次試験に合格した者
0	6	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	7	不動産鑑定士試験に合格した者又は旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験に合格した者
0	8	税理士となる資格を有する者
0	9	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者
1	0	監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者
1	2	平成22年試験以降の公認会計士試験論文式試験の一部科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者

修了見込者は、公認会計士・監査審査会事務局より送付された通知書(条件付免除通知書)の右上に記載されている6ケタの番号を記入して下さい。

「受験願書(控)」、「写真票」、「受験票」についても必要事項を漏れなく記入して下さい。  
(「受験票」の裏面も記入して下さい。)